

甲広組合告示第1号

甲府地区広域行政事務組合財務規則（昭和48年規則第4号）の規定により、次の3件の一般競争入札を執行する。

令和2年2月7日

甲府地区広域行政事務組合  
管理者 樋口 雄一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 貸付物件

次の物件ごとに入札に付する。

施設名称：甲府地区広域行政事務組合消防本部庁舎及び署所

所在地：甲府市伊勢三丁目8番23号及び署所の所在地

物件 番号	貸付場所	貸付 面積	設置 台数	備考
1	消防本部庁舎及び 中央署他署所 計 5 箇所	0.44 m <sup>2</sup> ～ 1.62 m <sup>2</sup>	計 5 台	屋外設置 (貢川出張所)
2	消防本部庁舎及び 南署他署所 計 6 箇所	0.54 m <sup>2</sup> ～ 1.26 m <sup>2</sup>	計 6 台	屋内カップ容器式 (本部庁舎2階)
3	西署及び他所 計 6 箇所	0.61 m <sup>2</sup> ～ 2.34 m <sup>2</sup>	計 6 台	屋外設置(西署、東 部出張所及び宮本 出張所)

(2) 予定価格

公表しない。

(3) 貸付期間

令和2年4月1日(土)から令和5年3月31日(火)まで

(4) 用途

自動販売機の設置・運営に限る。

## 2 一般競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。
- (6) 法人にあつては山梨県内に本店・支店または営業所を有し、個人にあつては山梨県内に事業所等を設けて事業を営んでいること。
- (7) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。

## 3 募集要項、仕様書の配付期間、配付場所、配付方法

### (1) 配付期間

令和2年2月7日（金）から令和2年2月17日（月）まで

（この期間内の土曜日、日曜日及び休日は除く。）

午前9時から午後5時まで

### (2) 配付場所

甲府地区広域行政事務組合消防本部総務課庶務係

（本部庁舎2階）

甲府市伊勢三丁目 8 番 2 3 号  
電話番号 0 5 5 - 2 2 2 - 1 2 0 9

(3) 配付方法

直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府地区広域行政事務組合ホームページ(新着情報)から情報を入手する場合は、この限りではない。

4 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、募集要項に示す「一般競争入札参加申込書」ほか提出書類を次の申込場所まで持参すること。

(1) 申込期間

令和 2 年 2 月 7 日 (金) から令和 2 年 2 月 1 7 日 (月) まで  
(この期間内の土曜日及び日曜日及び休日は除く。)  
午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 申込場所

甲府地区広域行政事務組合消防本部総務課庶務係  
(本部庁舎 2 階)  
甲府市伊勢三丁目 8 番 2 3 号  
電話番号 0 5 5 - 2 2 2 - 1 2 0 9

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

次のとおり物件ごとに順次実施する。

物件番号	入札日	入札時間
1	令和 2 年 3 月 5 日 (木)	午後 1 時 3 0 分
2		午後 2 時 0 0 分
3		午後 2 時 3 0 分

(2) 場所

甲府地区広域行政事務組合消防本部庁舎 2 階 第 2 会議室  
甲府市伊勢三丁目 8 番 2 3 号  
ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

6 入札方法

落札決定にあつては入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0

分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか否かを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札の無効

この告示に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

## 8 落札者の決定

甲府地区広域行政事務組合が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 9 その他

### (1) 入札保証金

免除

### (2) 契約保証金

設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として契約金額の100分の10の額を納付しなければならない。ただし、甲府地区広域行政事務組合財務規則第78条で定める各号に該当する場合は免除する。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 説明会

行わない。

### (5) その他

詳細は、募集要項及び仕様書による。